

産業廃棄物処理施設の維持管理情報

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」)の規定に基づき、維持管理に関する情報を公開します。

①処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (単位:t) (状況:2025年度、公表の期限:翌月の末)

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
廃油 (特別管理産業廃棄物)	92.9	89.0	363.0	209.1								

②測定に関する事項

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼中の燃焼ガスの温度(℃)	1,000	999	999	1,000								
燃焼室中の集じん機に流入する燃焼ガスの温度(℃)	44	48	53	59								
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm)	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の産業廃棄物焼却施設の維持管理の技術上の基準として、規則第十二条の七第五項においてその例によるものとされた規則第四条の五第一項第二号ルに定める基準について、省令により、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を三ヶ月に一回以上測定し、かつ記録して対応。											

燃焼室中の燃焼ガス温度、集塵機に流入する燃焼ガスの温度、排ガス中の一酸化炭素濃度は連続測定を実施。

③冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん※	-	-	6月30日	7月22日								

※当該焼却炉は液中燃焼方式の噴霧焼却炉であり、冷却設備及び排ガス処理設備で処理したばいじんは、同一個所に排出される。

④排ガス中のダイオキシン類の濃度、ばい煙量又はばい煙濃度
ガスの採取位置:煙突

項目	採取日	規制値(協定値)	測定結果	結果取得日
ダイオキシン類の濃度	2025年4月16日	10ng-TEQ/m ³ N	0.000000075 ng-TEQ/m ³ N	2025年6月13日
	2025年7月10日		ng-TEQ/m ³ N	結果取得中
			ng-TEQ/m ³ N	
			ng-TEQ/m ³ N	

項目	採取日	測定項目	規制値(協定値)	測定結果	結果取得日
ばい煙濃度	2025年7月10日	①硫黄酸化物	0.18m ³ N/h	<0.0036 Nm ³ /h	2025年8月1日
		②窒素酸化物	150ppm	27 ppm	
		③ばいじん	0.03g/m ³ N	<0.001 g/Nm ³	
		④塩化水素	700mg/m ³ N	2.2 mg/Nm ³	
		⑤全水銀	50 μg/Nm ³	0.034 μg/Nm ³	
		①硫黄酸化物	同上	Nm ³ /h	
		②窒素酸化物		ppm	
		③ばいじん		g/Nm ³	
		④塩化水素		mg/Nm ³	
		⑤全水銀		μg/Nm ³	

本維持管理情報公開に基づく問い合わせ先:アルフレッサ ファインケミカル(株) 管理部 総務課 TEL 018-863-7701